

未来



全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙「みらい」
NO. 4453
24年6月 7日 (金)
Tel・Fax 095-828-1953
文責 支部書記長

非正規で働く仲間の 全国集会in佐賀に参加

おはようございます。
2024年6月1日
〜2日にかけて「第3
2回非正規ではたらく
なかまの全国交流集会
in佐賀」に参加して
きました。

この集会は、労働組
合に結集し非正規で働
く仲間の力で人権が守
られる社会を作ろう！
がスローガン。全国よ
り様々な業種の仲間が
集まりました。
郵政ユニオンからは
13名が参加しました。

一日目(会場：佐賀市
アバンセ)



会場は満席でオンライ
ンを含めて約400名の
参加でした。
記念講演は「落語で知
る働き方 働かせ方」と
題して、落語家で芸人9
条の会の呼びかけ人でも
ある古今亭菊千代さんが
笑いを交えながら講演し
ました。

次のトークセッション
「非正規労働者の社会保
障を考える」では菅野美
和子さん(社会保険労務
士)と3名のスピーカー
の方々で、ジェンダーの
平等の視点で今までの当
たり前を見直す事を論議
しました。

争議団紹介では、郵政
ユニオンの仲間が、労契
法20条裁判の現在まで
の流れを訴えました。

この裁判で各種手当な
ど非正規社員と正社員と
間に差がある事は不合理
であるとした最高裁勝利
判決は、多くのマスコミ
等で紹介されてご存じの
方も多いと思います。し
かし、この判決に対して
会社側が、正社員の待遇
を下げる事で均等待遇を
図っているのはあまり知
られておらず、原告の気
持ちは踏みにじる対応は
決して許されません。



一日目の全体会は会場
から佐賀駅までの街宣パ
レードで佐賀市民の方々
に非正規労働者のおかれ
ている立場を訴えること
で締めくくりました。
その後は全国から集まっ
た郵政ユニオンのメンバ
ーで懇親会を行い、各職
場の話などで盛り上がり
ました。



二日目(分科会)

24春闘における非正
規社員に対する郵政の回
答はなんと4年連続のゼ
ロ回答。そんなこともあ
り、選択した分科会は「全
国一律最低賃金制度と今
すぐ1500円以上の実
現を。地域や職場で最賃
引き上げの取り組みを進
めよう」を選択しました。

現在長崎の最賃は89
8円ですがこの金額で満
足できる健康で文化的な
生活を送れると思います
か？そもそも最低賃金と
は何なのですか、何のた
めの法律なのですか？
普段はあんまり考えない
ことですが、最低賃金法
では賃金の最低額を保障
することにより労働条件
の改善を図り労働者の生
活の安定、労働力の質的
向上、国民経済の健全な
発展に寄与することを目
的とする(抜粋)。

要するに賃金を上げる
ことで経済を発展させる
と書いてあるのです。し
かし企業側は労働者が黙
つていけばいろんな理由
を付けて最賃を上げよう
としません。本来は労働
者と使用者は対等な立場
で労働条件を決める事が
出来るのです。

憲法28条労働三権
を聞いたことは無いで
すか？
① 団結権
② 団体交渉権
③ 団休行動権

憲法は労働組合で団結
しての行動を促していま
す。そして数の力も必要
なのです。



この分科会では最低賃
金1500円を目指して
いますが、そんな簡単に
実現する事は無いと言
われました。

現在の労働組合への加
入率は16、3%ほどし
かありません。地道では
ありますが、能動的な組
合員を増やしていく事が
大事なのです。この大会
に参加してあらためて労
働組合の意義を実感しま
した。



仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望者全員が正社員化を。

めげず、均等待遇を。なげない差別！ ユニオンは労契法裁判に勝利するまで！